

協定区域	東灘区向洋町中1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1992年11月24日
	面積	7,816.65 m ² ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2003年4月16日 更新 2013年4月25日 更新 2023年5月25日
用途地域	第1種住居地域		有効期間	2023年5月25日～2033年5月24日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物は、専有宅地1区画につき1戸とし、立体式駐車場は設置してはならない。
- (2) 親子等が居住する2世帯住宅は建築可能とするが、集合住宅（建築物の内部で間仕切りされ、独立して生活できるもの）は建築してはならない。
- (3) 建築物の用途は、専用住宅に限る。
- (4) 車庫、門等の扉は、開放時に敷地境界線を越えてはならないものとする。
- (5) 宅地の地盤面の高さは、分譲時の現況地盤面を変更してはならない。ただし、造園及び車庫の築造等のための必要最小限の変更は、この限りではない。
- (6) 分譲時の現況地盤面又は分譲時に築造されている石積み、擁壁等の天端位置より新たに外周境界方向の空間へ人工地盤の目的等で工作物を張り出し、又は延長してはならない。また、石積み、ブロック積み、擁壁等の直上にブロック等を積むなどしてその高さを変更してはならない。ただし、石積み、ブロック積み、擁壁等から後退した位置に設置するもので、地盤面より高さ60cm以下のものは、この限りではない。法（ノリ）の範囲及び形状についても、分譲時の現況を保つものとする。
- (7) 広告板等を設けてはならない。
- (8) 専有宅地の車の出入り口は、地区施設、パークロード又は幹線道路に面して設けてはならない。また、人の出入り口は、パークロード又は幹線道路に面して設けてはならない。
- (9) 専有宅地内に垣、柵、門扉等を設置する場合は、周辺環境と調和する材料及び色のものを用いる。また、石積み、レンガ積み、コンクリート造り、コンクリートブロック積み等は、門柱等のために部分的に用いる場合を除いて、地盤面より高さ60cm以下の腰積みとして用いるものとする。また、垣及び柵の高さは地盤面より1.6m以内とする。ただし、生垣については地盤面より1.8mの高さまで可とする。
- (10) 隣接宅地に面して設ける垣、柵等は、その隣接宅地との間に高低差がある場合には、原則として高い方の宅地の土地の所有者等が当該宅地にこれを設けるものとする。
- (11) 分譲時に植樹されている生け垣及び法面保護のための灌木類は、原則として現状を維持するものとする。また灌木類の高経年化に伴う景観の維持に努めなければならない。
- (12) 専有宅地内は、植樹及び植栽に努めるものとする。
- (13) アマチュア無線等のアンテナは、屋外に設置してはならないものとする。
- (14) 当該区域の各区画の主たる建築物の屋根の形状については、勾配屋根とし、その屋根の材料については、部分的に使用する場合を除いて、原則として、瓦又はスレート系のものを使用し、金属材料を使用しない。また、その屋根の色については、原則として黒及びグレー系のものを使用する。その外壁及び部分的な屋根の形状、材料及び色については、周辺環境と調和するものとする。また、カーポート等の附属建築物の屋根及び外壁についても周辺環境と調和する形状、材料及び色とする。
- (15) コモンに隣接する専有宅地内の舗装材は、コモンの一体感を保つため、原則として現状を維持するものとする。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

* 建築協定地区内で、新築、増築、改修などの計画がある場合は、運営委員会との事前協議が必要です。

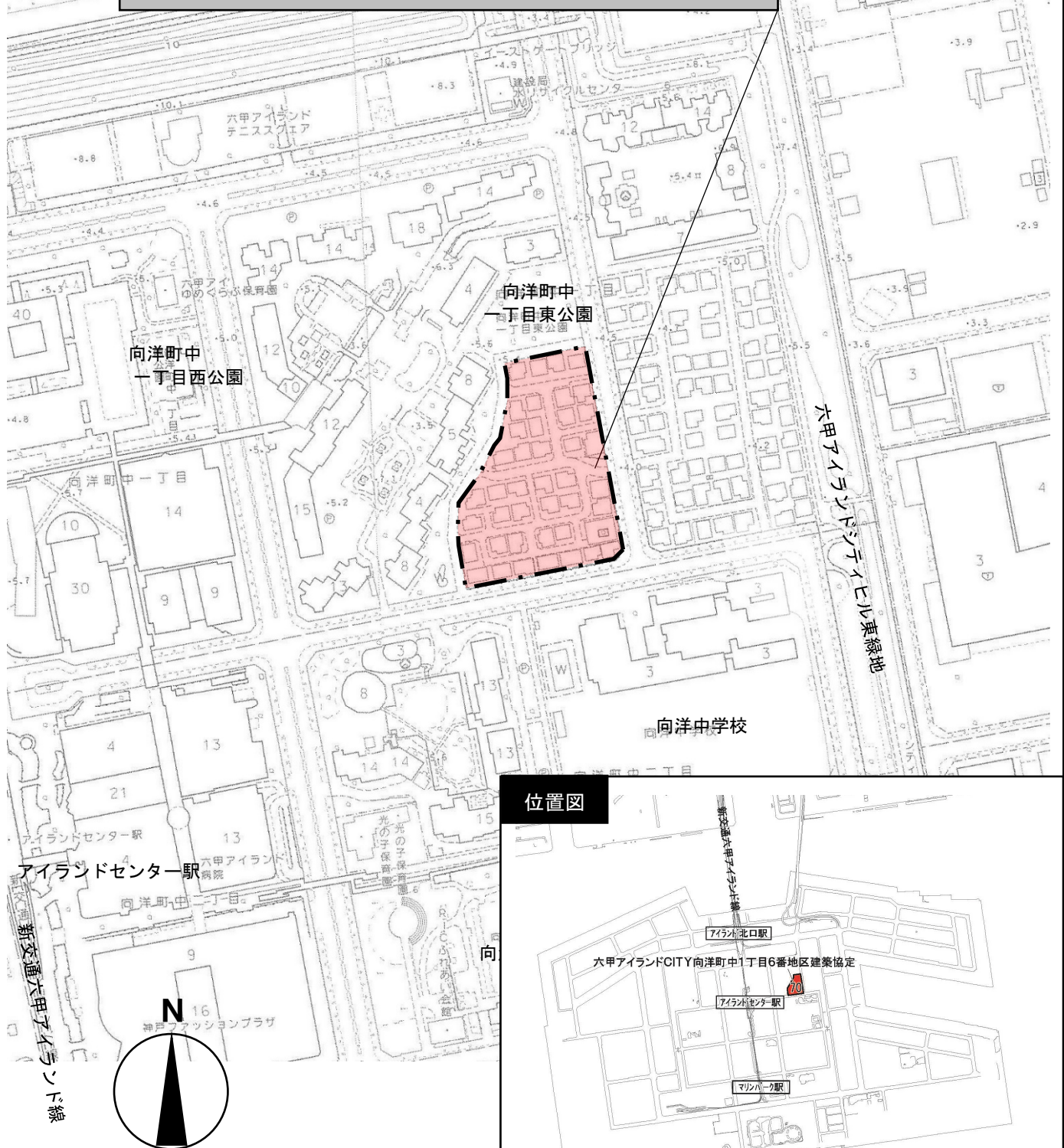
* 建築協定の「事前協議」や「内容の確認」のお問い合わせ先は、各地区の運営委員会です。

* 運営委員会の連絡先を閲覧されたい場合は、下記フォームから申込みください。

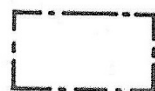
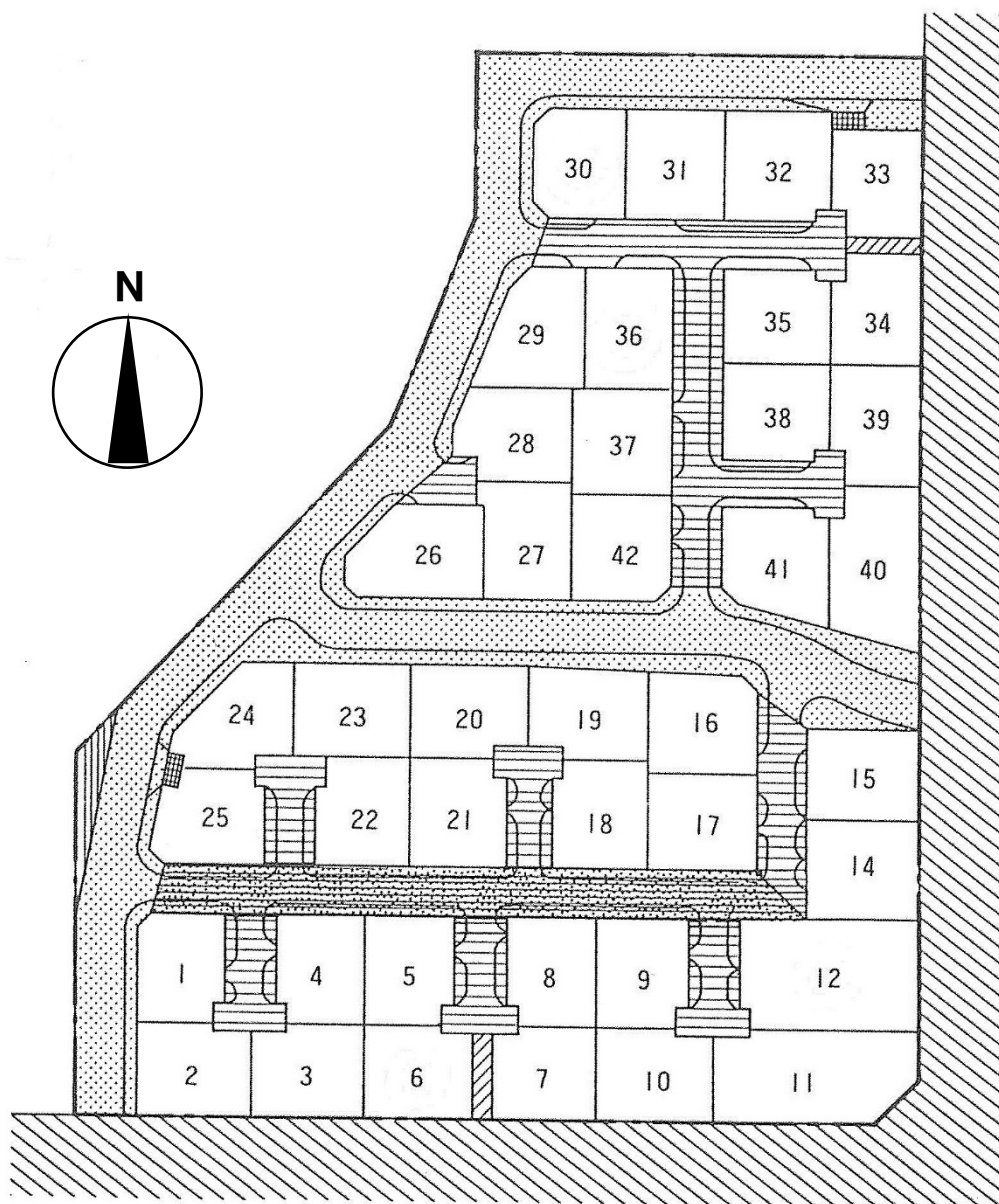
<https://kobecity.form.kintoneapp.com/public/kenchikukyotei-uneiinkairenrakusakietsuranmoushikomi>

70 六甲アイランドCITY向洋町中1丁目6番地区建築協定

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



地区施設・パークロード等の位置



協定区域



フットパス



パークロード



幹線道路(公道)



コモン(人及び車の
出入口をこれに面し
て設けてはならない
部分)



ゴミ置場



コモン(上記以外の
部分)



専有宅地



地区施設